

第279回岩手県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和6年12月4日(水)
- 2 開催年月日 令和6年12月25日(水) 午後1時30分から午後2時13分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室
- 4 出席者

委員(10名)

佐藤由也委員、島川良英委員、高橋文昭委員、松岡俊太郎委員、中村久美男委員、
淵貴博委員、佐野賢治委員、阿見彌典子委員、松林由里子委員、峰岸有紀委員

岩手県

佐藤農林水産部長、森山水産担当技監、筒井技術参事兼水産振興課総括課長、野澤
漁業調整課長、中野主任主査、宮本主任主査、高梨主任、中井技術専門幹、五十嵐
主任行政専門員、片寄技師、工藤沿岸広域振興局水産部長、佐藤宮古水産振興セン
ター所長、志田大船渡水産振興センター所長、遠藤県北広域振興局水産部水産振興
課長、野呂内水面水産技術センター所長

事務局

横沢事務局長、大野事務局次長、堀越主任主査

傍聴者

なし

報道関係者

岩手日報社 鎌田佳佑

5 委員会の議事

第1号議案 会長及び会長代理の選出について

第2号議案 岩手県漁業調整規則の一部改正について(諮問)

6 委員会の経過

横沢事務局長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第279回岩手県内水面漁場管理委員会
を開催いたします。

開会に当たり、佐藤農林水産部長から御挨拶をお願いいたします。

佐藤農林水産部長

農林水産部長の佐藤です。

第279回岩手県内水面漁場管理委員会の開催にあたりまして、御挨拶申し上げます。

まずもって、今回は委員への就任をご快諾いただきまして、心から御礼申し上げます。
ありがとうございます。

本県は、四国4県に匹敵する広大な県土を有しておりまして、大小さまざまな河川に
は、清流を代表するアユやヤマメ、イワナなどが数多く生息する、内水面水産資源の宝
庫であります。このような豊かな河川環境は、水産物の供給はもちろんのことですが、
自然と親しむ機会の提供など多面的な価値を有しておりまして、県民共有の財産と言え

ると思います。

県内の各河川の環境は、これまで主に漁協組合員や川釣りを愛する遊漁者、流域に住む人々によって維持管理されてきましたが、近年は組合員の高齢化や遊漁者の減少、台風や大雨などの相次ぐ気象災害によりまして大きく変化してきております。資源の維持、造成に向けた支援等が求められている状況と認識しております。

県では、令和3年度から7年度までを計画期間とします、「第2期岩手県内水面漁業振興計画」に基づきまして、内水面漁場を有する水産物の供給機能等が適切かつ十分に発揮され、将来にわたってその恩恵を県民が享受できるよう、内水面漁協や河川管理者等と連携し、資源管理や漁場環境の保全など内水面漁業の振興に取り組んでおります。

内水面漁場管理委員会は、漁業法によりまして内水面における魚類等の採捕等にかかる総合的な調整機構と定められておりまして、本県の水産振興において重要な役割を担っております。

森川海など自然環境に対する県民の関心が高まる中で、その職責に寄せる関係者の期待は大きいものがあると認識しております。

委員の皆様には、今後4年間、内水面における水産資源の保護、育成や漁場利用などに関する事項につきまして、御審議をいただくこととなります。

本県内水面漁業の発展のため、御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

横沢事務局長

どうもありがとうございました。

本日は、委員改選後、初めての委員会でございますので、委員の皆様のお紹介をさせていただきますと存じます。

恐れ入りますが、委員名簿が会議次第の次でございますので、御覧願います。

委員の氏名は、漁業者代表委員、遊漁者代表委員、養殖事業者代表委員、増殖団体代表委員、学識経験委員別の五十音順に記載してございます。

ただ今、委員の皆様が御着席の席は、議席を決定するまでの間の仮の議席でございますが、正面の席から時計回りで、名簿順に御着席いただいております。

それでは、委員の皆様を御紹介いたします。

名簿順で御紹介いたします。

[以下、名簿により委員紹介]

以上で、委員の皆様のお紹介を終わります。

続きまして、職員の紹介を行います。

まず、県側の出席者の紹介を、森山水産担当技監からお願いします。

森山水産担当技監

[以下、名簿により職員紹介]

横沢事務局長

次に、海区漁業調整委員会事務局職員を紹介いたします。

[以下、名簿により職員紹介]

以上で、職員の紹介を終わります。

次に、仮議長を選出についてでございますが、会長を選出していただくまでの間、慣例によりまして、農林水産部長に仮議長をお願いして会議を進めたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

皆様の賛成をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。それでは佐藤農林水産部長に仮議長をお願いいたします。

佐藤農林水産部長

それでは、会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、座って進めさせていただきます。

議事に入る前に、出席委員の確認と、議事録署名委員の指名を行います。

本日は、10名の委員に出席いただいておりますので、会議の方は成立しております。

次に、議事録署名委員につきましては、慣例によりまして、仮議長から指名をさせていただきますと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。異議なしということでございます。

それでは、恐れ入りますが、仮議席4番の松岡俊太郎委員と、仮議席10番の峰岸有紀委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

次に、委員の議席の決定方法について、お諮りをいたします。

前回の例につきまして、事務局から説明をお願いします。

横沢事務局長

前回の令和2年には、予備抽選を行わずに、初めから本抽選として、ただ今、御着席いただいております仮議席の順に抽選を行いまして、議席を決定しております。

また、議席順につきましては、仮議席の1番を議席の1番として、順次、時計回りで定めております。

以上でございます。

佐藤農林水産部長

それでは、お諮りいたします。

ただ今説明のありましたとおり、前回の例により議席を決定することとして、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。それでは、早速でございますが、本抽選に入りたいとお思います。

事務局職員が、仮議席の順に抽選棒を持ち回りますので、1本ずつ、お取り願います。

堀越主任主査が抽選棒を仮議席1番の席から10番の席まで順に持ち回って各委員に取ってもらい、その都度引き当て番号を委員本人に提示。

大野事務局次長が、その番号を記録用紙に記録し、抽選終了後、横沢事務局局長に当該用紙を手交。

佐藤農林水産部長

それでは、事務局長から、抽選結果について、報告をお願いします。

横沢事務局長

それでは、抽選の結果を御報告いたします。

1番： 瀧 貴博委員、2番：中村久美男委員、3番：佐藤由也委員、
4番：峰岸有紀委員、5番：島川良英委員、6番：松林由里子委員、
7番：松岡俊太郎委員、8番：佐野賢治委員、9番：高橋文昭委員、
10番：阿見彌典子委員、と決まったことを読み上げて報告。

佐藤農林水産部長

ただ今の報告のとおり決定いたしましたので、お手数ですが、お手元の名札のプレート
を御持参の上、それぞれの席に移動して、御着席をお願いいたします。

[各委員が議席に着席]

どうもありがとうございました。

委員の皆様には、本議席に着席をいただきましたので、さっそく議事に入らせていた
だきたいと思えます。

それでは、第1号議案、「会長及び会長代理の選出」について、お諮りいたします。

会長の選出につきましては、漁業法第173条において準用する同法第137条第2項本文
の規定によりまして、委員が互選することになっております。

初めに、会長の選出方法について、お諮りいたします。

会長の選出に当たっては、自薦及び他薦により、候補者を選出し、候補者が複数の場
合には、選出方法を改めてお諮りしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございましたので、特に他に御意見はよろしいでしょうか。

(他に意見が無いことを確認)

他に御意見が無いようですので、自薦及び他薦により、候補者を選出し、候補者が複
数の場合には、選出方法を改めてお諮りすることとしたいと思えます。

それでは、立候補・推薦につきまして、御発言をお願いいたします。

松岡委員

前回同様、佐藤委員を推薦いたします。

佐藤農林水産部長

他にご発言ある方はいらっしゃいますでしょうか。

他に御意見がなければ、佐藤委員を候補者といたしますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは佐藤委員を会長とすることに、賛成の方の挙手をお願いします。

(佐藤委員を除く全委員挙手)

賛成多数ですので、佐藤委員を会長とすることに決定いたします。

以上で、第1号議案のうち、会長の選出について終了といたします。

佐藤農林水産部長

次に、会長代理の選出についてでございますが、ただ今、選出されました佐藤会長を議長として進めていただきたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

議長の交代ということで、ここで仮議長の任を解かせていただきます。円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

横沢事務局長

佐藤農林水産部長におかれましては、次の公務のため、これをおもちまして退席いたします。仮議長をつとめていただきまして、ありがとうございました。

(佐藤農林水産部長、退席。)

それでは、会長との打合せのため、暫時休憩といたしまして、10分後の14時を目処に再開いたしたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

<13時51分～13時55分 休憩>

それでは、会長に再開していただくとともに、御挨拶をお願いいたします。

佐藤会長

それでは、委員会を再開いたします。

再開に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

ただ今の会長互選におきまして、会長に選出いただきました、佐藤でございます。

内水面漁場管理委員会は、御承知のとおり、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する執行機関でございます。本県の内水面における水産動物の保護や増殖、漁業と遊漁の調整などにおいて、当委員会は重要な役割を果たしてきたものと考えております。

今後も、その役割を果たし、本県の内水面漁業及び遊漁の振興に努めて参りたいと存じます。

最後に、当委員会の運営に対する委員の皆様方の御協力をお願い申し上げまして、会長就任に当たっての御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

横沢事務局長

ありがとうございました。会長には、引き続き、議事の進行をお願いいたします。

佐藤会長

それでは、「会長代理の選出について」でございますが、選出方法について、前回の例を事務局から説明をお願いします。

横沢事務局長

前回は、会長一任で選出しております。

佐藤会長

前回の例は、会長一任とのことでございましたが、今回も、同じ選出方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、わたくしの方から指名をさせていただきます。会長代理については、遊漁者

代表の中村久美男委員にお願いをしたいと思います。中村委員さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、会長代理として一言、御挨拶をお願いします。

中村会長代理

中村です。会長から選任されましたが、精一杯頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

佐藤会長

ありがとうございました。よろしくお願いします。

第1号議案 終了

佐藤会長

続きまして、第2号議案「岩手県漁業調整規則の一部改正について（諮問）」を上程します。

事務局から説明をお願いします。

横沢事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、青色の表紙の資料を御準備願います。

恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第2号議案、「岩手県漁業調整規則の一部改正について（諮問）」。

要旨、岩手県知事から、令和6年6月26日に公布された「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」のうち、改正規定の一部が令和6年7月16日に施行されたこと及び令和4年6月17日に公布された「刑法等の一部を改正する法律」が令和7年6月1日から施行されることに伴い、岩手県漁業調整規則の一部を改正する必要があることから、漁業法第57条第5項及び同法第119条第8項並びに水産資源保護法第4条第7項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります、漁業法と水産資源保護法の規定につきましては、資料の56ページ以降に抜粋して整理してございます。

初めに56ページ（後ろから2枚目の裏）を御覧いただきたいと思います。

漁業法の抜粋ですが、第57条第1項には「大臣許可漁業以外の漁業であって農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、知事の許可を受けなければならない。」と規定され、同条第5項では「知事は第1項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されております。

次の第119条第1項では「知事は、漁業調整のため、特定の種類の水産動植物であって規則で定めるものの採捕を目的として営む漁業若しくは特定の漁業の方法であって規則で定めるものにより営む漁業（水産動植物の採捕に係るものに限る。）を禁止し、又はこれらの漁業について規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととすることができる。」と規定され、続く第2項では「知事は、漁業調整のため、次に掲げる事項に関して必要な規則を定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととすることができる。」として、以下のとおり規定されているほか、同条第8項では「知事は、第1項及び第2項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されております。

また、第171条第4項では、「漁業法の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。」と規定されております。

次の57ページに移りまして、水産資源保護法の抜粋ですが、第4条第1項では、「知事は、次に掲げる事項に関して、規則を定めることができる。」として、以下のとおり規定され、同条第7項で「知事は、第1項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会を置く都道府県の管轄に属する内水面に係るものにあつては、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されております。

それでは、1ページを御覧願います。

令和6年11月26日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。

標題は、議案と同じでございます。

その後の本文につきましては、諮問の根拠となる法令とその関係条項が整理されておりました。結びに、当委員会の意見を求めることが記載されております。

2ページ以降に、一部改正の内容等について資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

野澤漁業調整課長

水産振興課、わたくし野澤と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。岩手県漁業調整規則の改正についてご説明をいたしますので、恐れ入りますが、資料23ページをご覧ください。こちらに改正の概要についてまとめているものがございます。

恐れ入りますが、以降、着座にて御説明を申し上げます。

まず、1の「規則改正の趣旨」でございますが、今回の改正は、先ほど事務局から説明がありましたとおり、令和6年6月26日に公布されました漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正、並びに、令和4年6月17日に公布されました、刑法の一部改正に伴うものでございまして、これらの法改正を受けまして、都道府県漁業調整規則例が改正されましたことから、この規則例に従いまして、本県の漁業調整規則を三点、改正するものでございます。

ちなみに、今回諮問する内容は、県の漁業調整規則の改正でございまして、海面と内水面の双方に関係するものでございまして、今月の12日に行われた第450回岩手海区漁業調整委員会におきましても同様に諮問し、異議がない旨の答申が決定されていることを申し添えます。

次に資料2ページをお開きください。

今回の改正の内容について、こちらの資料2ページの新旧対照表で御説明をさせていただきます。

表の左側が改正前、右側が改正後となっております。改正箇所には下線を引いて示してございます。

1点目でございますが、「衛星船位測定送信機の備付け等に係る命令についての所要の整備」でございまして、規則の第54条第2項を新設するものでございます。

改正の趣旨でございますが、漁業法第52条第2項の規定では、農林水産大臣は、水産資源の持続的な利用を確保するため、漁業の許可を受けた者に対して、衛星船位測定送信機、これはVMS等と言われるような機器になりますが、これを備え付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命ずることができることとされているところでございます。

今般の法改正によりまして、同条に第3項というものが新設されまして、先ほどの前述の命令を受けた者は、この通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損な

う行為をしてはならないこととされましたが、この規程は知事許可漁業において準用されるものでございまして、今回新設された法第52条第3項の規定について、県の規則第54条第2項に規定するものでございます。

2つ目については、「罰則についての所要の整備」でございまして、規則第62条、63条を改正するものでございます。

改正の趣旨でございまして、漁業法に定められている罰則規定におきましては、従業者が違反行為を行った場合に、行為者本人だけでなく、その行為者と一定の関係にある法人等に対しても、刑罰を科することを定める両罰規定が設けられておりました。

今般の法改正により、両罰規定の対象となる規定において、権利や義務の主体となる個人とするいわゆる自然人を対象とすることを明確化するため、文言の修正が行われたことから、規則の罰則規程についても同様に所要の整備を行うものでございます。

3つ目は、「刑法の一部改正に伴う所要の整備」でございまして、規則第62条、新旧対照表の下段に示すとおり、懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

改正の趣旨でございまして、刑法の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されました。

拘禁刑とは、身体の自由を制限される自由刑の一つで、懲役刑と禁錮刑を統合する形で創設された新しい刑罰になります。

このため、県の規則第62条中の「懲役」を「拘禁刑」に改める所要の整備をするものでございます。

以上、御説明した規則の改正後全文につきましては、資料3ページ以降に掲載してございますので、後程御確認をお願いいたします。

改正規則の施行日につきましては、懲役を拘禁刑に改める改正に限り、改正刑法の施行日と同日の令和7年6月1日とし、その他の改正部分につきましては公布の日から施行することとしております。

なお、本日、お示しした案につきましては、今後、県内部の決裁を経て、農林水産大臣の認可申請及び認可、県報掲載の順に手続きを行うこととしておりまして、この審査過程で、内容の変更を伴わない表現上の修正等を行う場合には、県にご一任いただきますよう、お願いいたします。

説明は以上でございまして、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

佐藤会長

ただ今、第2号議案について、事務局及び県の方から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

ございませんか。

御意見等がないようであれば、お諮りをいたします。

第2号議案について、異議がない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成でございまして、異議がない旨、答申することに決定をいたします。

第2号議案 終了

佐藤会長

次に、「その他」に移ります。委員の皆様方から何かございませんか。

委員の皆様方からは無いようでございます。県の方から何かございませんか。

野澤漁業調整課長

ございません。

佐藤会長

事務局から何かございませんか。

横沢事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。

次回の委員会、今年度最後の委員会となりますが、2月5日水曜日、午後1時30分から、この会場、岩手県水産会館5階大会議室で開催いたしますので、よろしくお願いたします。

議案として、「オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚類及びブルーギルの放流の禁止」、「令和7年度第五種共同漁業権に係る増殖目標」の2つの委員会指示について御審議いただく予定としております。

また、委員の皆様には、当事務局で作成いたしました「委員必携」という資料を、1月中に送付させていただきます。

「委員必携」は、当委員会の委員活動を行うに当たり、参考となる事項について取りまとめた資料でございますので、御活用いただければ幸いです。

事務局からは以上でございます。

佐藤会長

はい、それでは、これで本日の日程は全て終了しましたので、これにて委員会を閉会といたします。委員の皆様、大変、御苦労様でございました。

終了（午後2時13分）
